

法令および倫理違反・不正行為等通報・相談窓口

【法令および倫理違反・不正行為通報・相談窓口】

一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟では、スポーツにおける法令および倫理違反・不正行為等に関する相談に対応するため相談窓口を設置しています。

■通報・相談対象となる事項

具体的な例

- (1) 暴力行為、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、いじめ、差別、暴言及びその他人権尊重の精神に反する言動等。
- (2) 麻薬等の法令によって禁止されている薬物の譲受、譲渡、所持又は使用。
- (3) 競技のために、世界ドーピング防止規程・禁止表国際基準に規定する禁止物質を使用又は使用させること。
- (4) 賭博等の違法行為。
- (5) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と関係を持つこと。
- (6) 職務やその地位を利用し、自己の利益を図ること又は斡旋・強要をすること。
- (7) 補助金、助成金等の経理処理に関する目的外の流用又は不正行為。
- (8) 他人の名誉を軽んじ、プライバシーを侵害する行為。
- (9) 連盟又は加盟団体の名誉や社会的信用を失墜させる行為。
- (10) その他法令等に違反する行為。

■窓口を利用できる人

- 定款第5条に規定する正会員、登録選手及び登録スタッフの方
- 定款第11条に規定するブロック、登録チーム、専門部、委員会及び事務局等の団体及びこれらに所属する方
- 定款第24条に規定する理事及び監事
- 代表チームのスタッフの方

【通報・相談方法】

メール compliance@jwbf.gr.jp

担当者 一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟

コンプライアンス委員会

委員長 日比野 暢子（外部理事）

委員 中井 寛人（弁護士）

委員 竹村 瑞穂（外部有識者）